



『令和2年』 年末調整が大きく変わります！

令和2年の年末調整は税制改正の影響で例年以上に大変なることが予想されます。

ただでさえ難解な申告書がさらに複雑になり、従業員への記載要領の周知も一筋なわけはいかないかもしれません。

そこで、ひと足おさきに、4つの主な変更点を整理して、年末調整シーズンの到来に備えましょう。

①基礎控除額の引き上げ

基礎控除額は、一律38万円でしたが、令和2年からは48万円となり、さらに所得によって段階的に減額されます。

②給与所得控除額の見直し

基礎控除の引き上げに対応する形で、給与所得控除額は一律10万円引き下げられます（最低55万円へ）また、上限額の適用される収入金額が1千万円超から850万円超に引き下げられます。こ

の為、給与年収が850万円超の方は実質的に増税となります。

※子育て、介護中の方の増税負担を減らす為に、所得金額調整控除が創設されています。

③「ひとり親控除」の新設

未婚のひとり親、男女の親への公平な支援を目指し、寡婦（寡夫）控除を見直し、ひとり親控除が新設されました。

合計所得金額が500万円以下の（未婚者を含む）ひとり親の場合、男女にかかわらず、一律で35万円が控除されます。

④年末調整書類の大幅改訂

おとし新設された、配偶者控除等申告書が「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」として生まれ変わりました。こちらは、ほぼすべての方が提出する書類

となつています。（本人の合計所得2,500以上の方は除く）

従業員に理解してもらわなければならぬ内容が大幅に増えており、今まで以上に正確な申告をしてもらう必要性が高まっています。

従業員に給与以外の所得が無い、未婚の従業員には、ひとり親控除対象者で無いかは、特に確認しておきましょう。



雑感



最近、現金に触れる機会が減った。お札の人物も硬貨の図柄もすぐに思い浮かばない。

電子機器やインターネット技術のおかげで時間や利便性は手に入れたが、現金だけではない考えたり覚える時間が減った。人間が得るもの失うものが逆転した時に世の中はどうなるのだろうか。

電車の切符やお店での買い物もカードや携帯で電子マネー決済。お金を見ずに代金を払っているの使った感覚も鈍い気がする。

某カード会社の「お金の思い出の印」というセリフがあったが、そのうち冠婚葬祭の場くらいでしかお金を見かけなくなるのかもしれない。

先日行われた将棋の対決、画面上のAI（エーアイ）の判定を覆しての逆転勝ち。まだまだ人間の能力は未知数なのだと思う。人が勝る時に、負けたAIに「悔しい」という感情は生まれるのだろうか。そして自動的になる。（天西）

大阪府雇用促進支援金ガスタート

新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用情勢が悪化している状況において、事業主による労働者の雇用促進を図るための大阪府独自の支援金制度がスタートしました。

主な要件は以下の3つです。

- ①企業が、大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している民間人材サービス事業者の求人特集に、求人を掲載する。
- ②求人に応募した者をR2.10月からR3.11月の間に雇い入れ、3ヶ月間継続して雇用していること。
- ③雇い入れた労働者を雇用保険に加入させていること。

支給額は、

- ①無期雇用契約での雇入れ：25万円（1人当たり）
- ②有期雇用契約での雇入れ：12.5万円（1人当たり）

無期契約で週20時間以上の契約であれば、パートの雇い入れであっても①に該当します。また、同一の事業主が申請できる人数に制限はありません。

求人掲載にあたっては、通常の求人広告と同様に民間人材サービスに掲載料を支払う必要がありますが、普段から採用活動において民間人材サービス事業者を活用している企業であれば検討されてはいかがでしょうか。詳細は当事務所までお問い合わせください。